

令和6年10月教育委員会定例会 議事録

日時 令和6年10月3日（木）

場所 県庁行政棟7階「教育委員会室」

令和6年10月教育委員会定例会 議事録

開催日時	令和6年10月3日（木） 13時30分
開催場所	長崎県庁行政棟 教育委員会室
出席委員	前川教育長、廣田委員、伊東委員、芹野委員、松山委員
出席職員	狩野教育次長、坂口教育次長、犬塚教育政策課長、山下働きがい推進室長、岩尾学芸文化課長、長池児童生徒支援課長、岡野義務教育課長、谷口義務教育課人事管理監、田川高校教育課長、岩坪高校教育課人事管理監、直塚高校教育課企画監
開 会	<p>(前川教育長)</p> <p>ただいまから10月定例会を開会いたします。なお本日は嶋崎委員より、所用により欠席する旨ご連絡をいただいております。また伊東委員につきましてはオンラインでのご参加となりますので、ご了承願います。</p> <p>それでは本日の議事録署名委員を私から指名させていただきます。議事録署名委員は、廣田委員と芹野委員の両委員にお願いいたします。次に、9月定例会の議事録は、各委員に送付させていただきますが、承認してよろしいでしょうか。</p> <p>「異議なし」と呼ぶ者あり</p>
前回会議録承認	<p>(前川教育長)</p> <p>ご異議ないようですから前回の議事録等は承認することにいたします。それでは各委員ご署名をお願いいたします。</p> <p>本日提案されてる議題等のうち、冊子2、冊子3及び冊子4につきましては、教育委員会の会議の非公開に関する運用規定により、非公開として協議を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>「異議なし」と呼ぶ者あり</p>
第19号議案	<p>(前川教育長)</p> <p>ご異議ないようですので、そのように進めて参ります。</p> <p>それでは第19号議案について、提案理由の説明をお願いします。</p>

(岩尾学芸文化課長)

それでは冊子1の1ページをご覧ください。第19号議案「文化財の県指定等について」提案理由等を説明いたします。今回の指定案件は、有形文化財（美術工芸品）として平戸市所在で個人所有の「意野家伝来挟み尺・曲尺」の1件を、新たな県指定文化財として指定しようとするものであります。先にお送りした冊子1の写真が見にくいようでしたので、改めて机上の方に3ページ、4ページの写真の資料を配布しておりますので、ご利用いただけたらと思います。それでは3ページの図1をご覧ください。上から「曲尺」、中央に「挟み尺(小)」、下が「挟み尺(大)」となります。図2をご覧ください。「附」とは、文化財本体に関連する資料等を合わせて指定することになりますけれども、左から「和歌色紙」、「木製道具入れ」、「苗氏目録」となります。「意野家伝来挟み尺・曲尺」は、平戸藩の御用大工であった意野曲尺助が所有していたと伝わるものですが、4ページの図4をご覧ください。道具箱を開いた写真になります。右側の箱書きの記載から、天保13年(1842年)正月、曲尺助が38歳のときに、御上り場と言われる藩主の乗下船場で、平戸藩主松浦家の先代当主であった松浦熙公から和歌とともに賜ったということがわかっています。図5をご覧ください。和歌は曲尺という道具の名と、曲尺助の名を掛け、直角を出す曲尺は大工に欠かせないという道具の特色と曲尺助のまっすぐで心の模範という性格は人を助ける器となるだろうという人物像を重ねて呼ばれており、この和歌からも熙公と曲尺助の深い信頼がうかがえるものとなっております。さらに、図6の苗氏目録からその後の安政3年(1856年)11月に、曲尺助は熙公から、意野の苗氏を賜ったことが判明しております。挟み尺・曲尺ともに、本来は測量道具であることから、日本全国を測量した伊能忠敬による平戸藩領の測量等を契機として、松浦家が入手したと考えられております。挟み尺(大)は目盛りのつけ方などから、幕府御用時計師で伊能忠敬の測量道具を製作したことで知られる大野規行の製作と考えられ、「挟み尺(小)と曲尺は図1の青い丸の部分にあります、百合の刻印や「ôno.」の文字から、その子にあたります大野規周によって製作されたとみられます。また、挟み尺(大)は伊能忠敬が使用したとされる「折衷尺」を示し、挟み尺(小)と曲尺はそれ以前から使われていた「又四郎尺」を示しています。どちらの尺も明治時代の度量衡改正にあたって参考にされたものさしより前に実際に使用されていたという可能性が高まったとされております。本文化財は、明治時代の度量衡改正の基礎となった江戸時代後期の尺度を示す新たな資料として、日本の計量史研究の進展に寄与するものであり、また当時の情勢

<p>質 疑</p>	<p>に呼応して、最新技術を取り入れた平戸藩の先進性が伺えます。さらに測量道具としての役割を終えた後に、大工道具として藩主から大工へ下賜されたという、他に類を見ない来歴を辿った歴史資料として、指定を行うものでございます。以上、新たな県指定について、先日開催した長崎県文化財保護審議会から答申をいただいております。長崎県指定文化財としてふさわしいと考えております。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。</p> <p>(前川教育長)</p> <p>ありがとうございました。これより第19号議案について質疑討論を行います。ご質問ご意見等はございませんか。</p> <p>(廣田委員)</p> <p>所有者が平野さんという方になっており、この方と意野家或いは松浦家との関係があって、今平野さんの手にあるということでしょうか。</p> <p>(岩尾学芸文化課長)</p> <p>所有者の方は、苗字は異なっておりますけれども、意野家のご子孫、ご親戚ということになります。</p> <p>(廣田委員)</p> <p>おそらくこの挟み尺や曲尺というのは、先ほど説明があったように伊能忠敬が平戸藩領を測量したときにも使われたのだらうと思います。もしそれが事実であれば非常に価値があると思いますので、県の文化財に指定することは非常に大事なことだと思いますが、平野家の方がこれを手放すということはないのでしょうか。例えばこれは松浦史料博物館等に県文化財に指定して保存していくことができるとは思います。もし高い価値がついたときに、もう売ってしまおうと持ち主の方が思われたらどうになってしまうのかという危惧を持ったのですが、そういう恐れはないのでしょうか。</p> <p>(岩尾学芸文化課長)</p> <p>まず測量道具として、伊能忠敬が調査をする頃に曲尺・挟み尺が松浦家に準備されるということなんですけども、伊能忠敬が直接使ったかどうかという点については、私共では調査できておりません。伊能忠敬が平戸藩を測量するのに合わせて、松浦家がそういった先進技術を身につけようということで、この他にも松浦史料博物館の方には他</p>
------------	---

の測量道具がたくさんございまして、その時にそろえたということはわかってるんですけども、伊能忠敬が直接使ったかどうかというところまではわかっておりません。

文化財に県指定した後に、この文化財が売られたり、手放されたりしないかというご心配の件ですが、基本的に県の指定文化財に指定したということで、県の文化財保護条例に基づき管理していただくということになりますので、例えば所有者の方が変わる場合や、保存場所を変更する場合、壊したりなくしたりしたときには県の方に届け出を出す義務が生じますので、そういったことで私どもも文化財を保存するために管理ができるようになっておりますので、そのあたりのところはご心配ないかと思っております。

(廣田委員)

一応それを聞いて安心しましたが、こういう県の文化財のようなものは、例えば平戸市の資料館或いは県の美術館といったところに寄贈されて、永代保存していくという形が一番安全なのかと思いましたが、個人の所有ですからそこまで踏み込めないということでしょうか。

(岩尾学芸文化課長)

委員がおっしゃったとおり個人の所有のものになりますので、お持ちの方がどういった使い方をされるというのは個人のものでございます。私としましては文化財の保護の手引きがございまして、その中で県の文化財に指定された場合には、先ほどの条例に沿って適切な保管をお願いしますということと、あとできる限り一般の方に展示してください、公開してくださいということでお願いをすることで、できる限り皆さんに公開できるような形で保存と活用ができればと考えております。

(廣田委員)

ありがとうございました。それともう1つ気になったのは、平戸市の資料館にもほかに挟み尺・曲尺のようなものがあるとおっしゃったんですけど、そういったものは、県の指定になっているのでしょうか。

(岩尾学芸文化課長)

今ある分につきましては、挟み尺と曲尺はこの大工道具として、意野家の方に下賜されておりますが、それ以外の挟み尺や曲尺ではない測量道具が今回の調査の中で、松浦家の方に保管されているというこ

	<p>とはわかっているのですが、まだ指定まで至っておりません。</p> <p>(廣田委員) その中にも結構貴重なものがあるのではないかと思います、方向性としては、今後県の文化財に指定していくという方向はあるのでしょうか。</p> <p>(岩尾学芸文化課長) そちらは松浦史料博物館の持ち物ということになりますので、松浦史料博物館の方ともご相談させていただきながら、調査することができれば、そのようにさせていただきたいと思っております。</p> <p>(前川教育長) ありがとうございます。他にご意見等ございませんか。よろしいでしょうか。</p>
採決	<p>それでは質疑討論をとどめて採決いたします。第19号議案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p> <p>「異議なし」と呼ぶ者あり</p>
可決 報告事項(1)	<p>(前川教育長) ありがとうございます。ご異議ないものと認めます。よって第19号議案は原案のとおり可決することに決定されました。</p> <p>その他、ご意見等なければ続いて報告事項(1)について、説明をお願いいたします。</p> <p>(山下働きがい推進室長) 報告事項(1)、「教職の魅力化作戦会議について」ご説明いたします。冊子1の5ページをお開きください。本会議は、教員採用の倍率低下など、教員のなり手不足が深刻化している中、教員の働き方を見直し、働きがいを高めていくとともに、本来の教職の魅力ややりがいを積極的に発信し、教職に対するイメージアップを図るため、令和5年度に設置した会議でございます。委員は、民間企業、大学等有識者、PTA、行政関係、学校の代表など12名の委員で構成をしており、県の教育委員から芹野委員にもご参加をいただいております。昨年度3回の会議を開催したところでありまして、今年度は資料に記載しておりますとおり、5月に第1回目を開催し、9月10日に第2回目の会議を開催いたしました。最終的には、いただき</p>

たご意見を提言という形で取りまとめていただくこととしておりますけども、第2回目の会議におきましては、昨年度及び令和6年度の1回目までにいただいた意見を中間まとめ案として取りまとめ、その内容についてご審議をいただきました。また、多くの方にわかりやすくお示しするために、この提言の中間まとめをわかりやすく解説するパワーポイント資料も作成しております。本日は内容をそちらの方で説明させていただきます。

報告資料(1)の別冊資料をお開きください。カラーのパワーポイント版になります。まず、1ページ目をご覧ください。働き方改革の趣旨につきましては、初めに、教育関係者や保護者をはじめ、県民の皆様にはっきりと説明をすることが必要というご意見をいただきましたので、こちらの方ではっきりとお示しをさせていただくこととなりました。上の四角の中の赤文字のところにありますように、長時間労働を是正し、教員の働きがいや意欲を持って、最大限能力を発揮できる勤務環境を整備することが、子どもたちへのよりよい教育を行うことに繋がるということを示しております。また下の図にも示してありますように、働き方改革が教員のウェルビーイングなどを高め、子どもたちのよりよい教育へ、そして下の矢印にありますように、それが教職の魅力を向上させ、優れた人材を確保していくことに繋がり、これまた長きにわたって子どもたちのよりよい教育へつなげていくこととしております。

2ページ目をご覧ください。教員の働き方を改革していくためには、家庭・地域をはじめ、多くの皆様のご理解が必要となって参ります。ここでは教育基本法を用いて、学校、教員、家庭、地域や行政、教育行政の役割を整理しております。3ページ目をご覧ください。こちらから提言の内容に入ります前に、学校、家庭、地域、企業等が子どもの教育に関して、それぞれの役割を担っている、社会総がかりで子どもたちの教育を支えている理想の状態をお示ししております。これもやはり、目指すところは子どもたちの豊かな学び、健やかな成長でございます。4ページ目をご覧ください。これからの内容の柱となる提言をお示ししております。1つ目の提言は、教師の働き方改革の趣旨、教職のやりがいや魅力を社会に発信すること、そして2つ目が業務削減や効率化等による教師の負担軽減及び持続可能な人材の確保を図ること、3つ目が地域・企業等の知見や人材を活用し、学校・教師の役割の再構築を図ること、としております。その次の5ページから7ページにかけては、この提言についての内容を記載しております。また、この内容だけではなく、実際に学校現場や教育委員会で取り組みやすいように、取組例をあわせて記載をさせていただいて

質

疑

おります。8ページ目をご覧ください。こちらにつきましては、取組例とともに取り組んでいる詳細な事例も含めて記載することで、また、対象となる学校や取組の主体もあわせて記載をしております。続きまして9ページから16ページまでは、このような状況になっております社会の背景や子供たちの状況、教員の状況についての資料を掲載しているところでございます。

もう一度資料の冊子1、6ページにお戻りください。6ページの(5)、今後の予定でございしますが、第2回目での会議の意見を踏まえて修正を行い、10月を目途に本会議からの提言、中間まとめとして公表をすることとしております。また、第2回会議でいただいた意見を、大きなものは第3回目に反映をして、提言(素案)として検討していただき、今年度内を目途に最終的な提言としていただくこととしております。説明は以上でございします。

(前川教育長)

ありがとうございました。ただいまの報告に対して、ご質問ご意見等ございませんか。

(廣田委員)

この教職の魅力化作戦会議という資料を見せていただいて、素直な感想としては非常によくできていると思います。ただこの教職の魅力化作戦会議というものを作り、提言を受けて、教育委員会がこれから支援をしていくということだろうと思いますが、どこの県が作ってもこういう形になるのではないかという感じがしました。そういう意味で、報告内容については賛成いたしますが、もう少し世界全体での長崎県としての視野といった非常に大きいところの視点と、長崎県としてこのような特別なことを行っているという視点が、画一的にここに出てきている印象を受けました。

私が最近読んだ本の中で、ジャック・アタリという方が書いた「教育の超人類史」という本があります。ジャック・アタリはフランスのミッテラン大統領の子分だった人で、思想家ジャーナリストでした。その人がずっと人類史から始めていき、教育のことを書いている本ですが、本の最後の筆を置く前にというような中で、「世界に向けた20の提言」というところがありました。フランスに向けた提言ということを書いており、その中に良い言葉がありましたので、少し紹介させていただきたいと思います。20の提言の中に「ハイブリッド型の学校への移行を視野に入れる」という言葉がありました。そのハイブリッド型学校というのは、今のインターネットを駆使した教育と、

目の前にいる生徒たちを相手にする教育を行っていくことが大事だと言っているのですが、例えば40人学級がありますが、そのうちの20人を週3日休ませて、週3日は学校に通わせ、対面で授業を受ける生徒と、その対面授業を休んでいる生徒はインターネットで受けるようにすると、実際教師が相手にするのは20人の生徒となるので、その40人学級という国が行っている20人学級を相手にしてもできる授業、そういったことによって教員の負担は減っていくと思います。さらに踏み込んで、すばらしい教育ができるのではないかということで、高校教育課長と義務教育課長にはこの資料を渡して、こういうことも視野に入れておかなければならないのではないかということで少し話をしました。そういう形の教育を入れながら、教員のゆとりを作っていく、例えば高等学校を生涯教育ができるような場にしていくことが大切だと思います。今からは文明が進んでいけば、いろいろなことが起き、今ある職業につけない人たちも出てくるかもしれないので、今は高等学校の生徒だけを相手にしていますが、その高等学校に加え、大学自体も生涯教育を行っていく場や、その生涯教育を教員も受けるという場にしていくような視点も必要ではないかと思います。長崎らしい視点と、そういう世界に向けて提言をされているような視点も取り入れて、長崎らしいものを作っていく方が良いのではないかと思います。今作っていただいているものに関しては非常によくできていると思います。

(山下働きがい推進室長)

今委員がおっしゃられたように、まだ掲載できていないものもありますが、この前の会議でも、学校は子どもたちに一方的に教える場所ではなく、地域とともに学び合う場所であることという考え方も入れたほうが良いというご意見もいただいておりますので、そういう世界的な視野や長崎ならではの意見、委員からいただいた意見をもう1度反映させ、最終的な提言にまとめさせていただきたいと思っております。

(前川教育長)

他にご意見ございませんか。

(芹野委員)

私も魅力化作戦会議に出席していたので、内容はよくわかっておりますが、今ある作戦会議の12名の会議体が、このスケジュール管理でいくと第3回目で提言をして、一応最終的なものということですよ

が、提言をするという形は、提言をして終了というようなことが多いわけですが、それから先の実行については、その提言をされた側でお願いしますということですが、可能であれば、例えば1年経ったときに、1度その作戦会議の12名の中で進捗具合や、うまくいったところ、うまくいかなかったところ、そういったところを見返すような集まりや報告等があると、こういった会議に参加された方もやりがいというか、参加のしがいがあるのではないかと思いますので、少しご検討されてはどうかと思います。

(山下働きがい推進室長)

先日の会議でもそのようなご意見をいただきまして、やはり私たちもいただきっぱなしで、どう変わったのかわからないということが、現場の先生たちにもそういう掛け声だけかとなってしまわないように、進んでいるということも現場に伝わるように、皆さんの意見や知見をいただきながら、そういう会を開催することも検討していきたいと思っております。

(前川教育長)

他にございませんか。いかがでしょうか。

(伊東委員)

直接関係しないことで大変恐縮なのですが、子どもたちは学校の先生たちといつも接しているところを見ているわけですが、学校の中で活躍されている先生方が、男性の先生方はこうあるべき、女性の先生方はこうあるべきといった意識を植え付けるようなことはなくしていただけないかと思います。家庭の中でも両親を見て、そして学校でも大人である男性、女性の先生を見て、2つの性が違うものであってはいけないというか、同じように子どもたちに向かって情報発信をすることができる人達でないといけないと思います。「子どもたちのためということを中心にすべき」と書いてあったところについて少し考えてしまったので、一言だけ言わせていただきました。

(山下働きがい推進室長)

こちらの提言には書いておりませんが、第四期の教育振興基本計画を作成しますときに、やはり性の差別であったり、同調圧力であったり、子どもたちの成長が阻まれることは、学校にあってはいけないものでありますので、そのようなみんなの個性や能力がそのようなもので阻害されずに発揮できるような環境を作っていきたいと思ってお

ります。

(前川教育長)

他にご意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。その他ご意見等ないようでしたら、以上で報告事項を終了いたします。

次の議案審議から非公開で行いますので、報道関係者の方は恐縮ですが、退席をお願いします。

午後5時15分、本日の会議を終了